

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の11第2項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者(委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項(番号又は記号の打刻)、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打刻命令)
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活保安課 (017-723-4211)
備 考 :